

## 一般会計等財務書類に係る注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は計上していません。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は計上していません。

##### ② 無形固定資産……………取得原価

##### ③ 出資金……………出資金額

#### (2) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産……………定額法

##### ② 無形固定資産……………定額法

#### (3) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

##### ② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち神崎町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

##### ③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (4) リース取引の処理方法

リース料総額が 300 万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については通常の売買取引に準じた会計処理を行い、それ以外については通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

#### (5) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2 追加情報

(1) 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計のみ

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.0%	—

(4) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

なし

(5) 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費 12,420,000 円

事故繰越し 3,489,480 円

(6) 過年度修正等に関する事項

なし

(7) 減債基金に係る積立不足額

なし

(8) 基金借入金（繰替運用）

なし

(9) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

標準財政規模	1,858,335 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	199,767 千円
将来負担額	3,186,798 千円
充当可能基金額	1,804,236 千円
特定財源見込額	0 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	2,095,696 千円

(10) 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

なし

(11) 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物

計上していません

(12) P F I 事業等に係る資産

なし

(13) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(14) 基礎的財政収支

業務活動収支	331,586 千円
支払利息支出	18,763 千円
投資活動収支	△307,616 千円
基金積立金支出	182,291 千円
基金取崩収入	△2,921 千円
<u>基礎的財政収支</u>	<u>222,103 千円</u>

(15) 一時借入金  
なし（限度額は 300,000 千円）

(16) 重要な非資金取引  
固定資産の寄付 土地 8 千円